



# 市長定例記者会見

と き：令和4年9月26日（月）

午前11時00分から

ところ：市役所静岡庁舎8階 市長公室

1 台風第15号の被害状況と対応状況について

【危機管理総室】

◇幹事社代表質問 担当「毎日新聞」

次回の予定 10月14日（金） 午前11時00分～

令和4年9月26日

# 市長定例記者会見



## 1 台風第15号の概要

### (1)雨量

市内最大累加降水量 24日12時 葵区平山496mm

1時間最大降水量 24日1時から2時 駿河区曲金107mm

### (2)警報

静岡市北部・南部へ大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報 発表

### (3)避難情報・避難場所開設状況

市内53カ所の緊急避難所開設

土砂災害警戒区域や浸水想定区域の165,842世帯382,021人を対象に  
避難指示

避難者数 41世帯87人(葵区:27世帯、駿河区6世帯、清水区8世帯)

# ◎本日災害対策本部会 決定事項

清水区民の皆さんに

葵区・駿河区の市有施設(体育館や区役所、公園など)で

- ・水の供給(入れ物はお持ちいただく)
- ・シャワーの利用

が、可能となるよう速やかに調整

受入れ可能となる施設は、隨時、最新情報を市公式HPやLINEアカウントからお知らせ

3

## 2 被害状況と対応状況

※令和4年9月25日17時時点

### ●水道施設の施設【担当:水道総務課(270-9121)】

被害状況	対応状況・今後の対応
1 断水エリア 清水区内	4 応急対応 :清水区内28か所での応急給水活動 ・生涯学習交流館等 11か所 ・清水区内小学校 16か所 以上、午前7時から午後9時まで ・海上保安庁巡視船「おきつ」「いず」 午前8時30分から午後9時まで :給水か所・給水時間の拡大を予定
2 断水戸数 約63,000戸(9月26日推定)	
3 原因 ・興津川承元寺取水口箇所にて、河川の増水により土砂、流木等が大量に流れ込み、取水口をふさいでいることから、河川からの取水ができない。 ・和田島地区宮嶋橋における水管橋の落橋により、和田島配水池から市街地への水道水の配水ができない。	5-1 興津川承元寺取水口の復旧作業 :流木の撤去が難航しており、復旧作業を進めているが、今後開始する取水施設の前に堆積した土砂等の撤去のための重機の使用や、水道管の通水作業が順調に進んだ場合、最短で4日間での給水(まずは生活用水)が順次可能となる見込み

4

## 2 被害状況と対応状況

※令和4年9月25日17時時点

### ●水道施設の施設【担当:水道総務課(270-9121)】

被害状況	対応状況・今後の対応
1 断水エリア 清水区全域(蒲原・由比地区を除く)	5-2 応急的な取水策 ①八木間ポンプ場取水井からの取水量の増加 ②工業用水からの暫定分水 合計約3万トン
2 断水戸数 約63,000戸(9月26日推定)	5-3 和田島地区宮嶋橋水管橋の復旧作業 :必要な資機材の調達を進めている :併せて、道路橋への仮配管の設置について、道路部局と調整中
3 原因 ・興津川承元寺取水口箇所にて、河川の増水により土砂、流木等が大量に流れ込み、取水口をふさいでいることから、河川からの取水ができない。 ・和田島地区宮嶋橋における水管橋の落橋により、和田島配水池から市街地への水道水の配水ができない。	

5

## 2 被害状況と対応状況

※令和4年9月25日21時時点

### ●孤立被害【担当:危機管理総室(221-1241)】

被害状況	対応状況・今後の対応
土砂災害等による孤立 19地区578世帯	孤立集落については、住民の安否、ライフラインの確保を確認できている。

6

## 2 被害状況と対応状況

※令和4年9月25日17時時点

### ●市管理河川の被害【担当:河川課(221-1375)】

被害状況		対応状況・今後の対応										
<p>被害が確認された河川 一級河川:秋山川、準用河川:門屋川・旧大谷川・谷津沢川・四方沢川、法定外河川118</p> <table border="1"><thead><tr><th>区ごと</th><th>件数(被害内容)</th></tr></thead><tbody><tr><td>葵区</td><td>62件 (土砂堆積 51件 法面・護岸崩壊 6件 その他 5件)</td></tr><tr><td>駿河区</td><td>9件 (土砂堆積 6件 法面・護岸崩壊 1件 その他 2件)</td></tr><tr><td>清水区</td><td>52件 (土砂堆積 41件 法面・護岸崩壊 5件 その他 6件)</td></tr><tr><td>計</td><td>123件 (土砂堆積 98件 法面・護岸崩壊 12件 その他 13件)</td></tr></tbody></table>		区ごと	件数(被害内容)	葵区	62件 (土砂堆積 51件 法面・護岸崩壊 6件 その他 5件)	駿河区	9件 (土砂堆積 6件 法面・護岸崩壊 1件 その他 2件)	清水区	52件 (土砂堆積 41件 法面・護岸崩壊 5件 その他 6件)	計	123件 (土砂堆積 98件 法面・護岸崩壊 12件 その他 13件)	現在、被害状況を調査中 国・県と連携し、速やかに復旧工事に着手する
区ごと	件数(被害内容)											
葵区	62件 (土砂堆積 51件 法面・護岸崩壊 6件 その他 5件)											
駿河区	9件 (土砂堆積 6件 法面・護岸崩壊 1件 その他 2件)											
清水区	52件 (土砂堆積 41件 法面・護岸崩壊 5件 その他 6件)											
計	123件 (土砂堆積 98件 法面・護岸崩壊 12件 その他 13件)											

7

## 2 被害状況と対応状況

※令和4年9月25日17時時点

### ●市管理道路の被害【担当:道路保全課(221-1403)】

被害状況		対応状況・今後の対応				
<p>崩土等による通行止め</p> <table border="1"><tbody><tr><td>県道</td><td>①(主)南アルプス公園線 ②(主)藤枝黒俣線 ③(主)梅ヶ島温泉昭和線 ④(主)清水富士宮線 ⑤(一)大向福士線</td></tr><tr><td>市道</td><td>①大原釜戸線 ②大原水見色線 ③清地1号線</td></tr></tbody></table>		県道	①(主)南アルプス公園線 ②(主)藤枝黒俣線 ③(主)梅ヶ島温泉昭和線 ④(主)清水富士宮線 ⑤(一)大向福士線	市道	①大原釜戸線 ②大原水見色線 ③清地1号線	<p>:現在、崩土除去等を行いながら道路啓開を実施中(解放未定)</p> <p>:道路啓開後、被災箇所を調査し、応急対応を実施しますが、河川と並行する道路兼用護岸の復旧については河川管理者をはじめ、関係機関との協議が整い次第、現場の状況にもよるが、早いところでは1週間程度を目途に、仮復旧にて車両が通行できる幅員を確保したい</p>
県道	①(主)南アルプス公園線 ②(主)藤枝黒俣線 ③(主)梅ヶ島温泉昭和線 ④(主)清水富士宮線 ⑤(一)大向福士線					
市道	①大原釜戸線 ②大原水見色線 ③清地1号線					

8

# 2 被害状況と対応状況

※令和4年9月25日18時時点

## ●物的被害

被害状況			対応状況・今後の対応
税務部職員による調査結果			<p>:10月10日までに調査を完了する予定 :調査の結果、被害が確認でき、申請のあった住家については、受付から発行まで最短で3日、最長2週間程度で罹災証明書を交付の見込み</p> <p>:浸水など台風15号の被害により発生したごみを、順次、回収・処理</p>

9

## ◎罹災証明書の発行について

市による被害認定調査等に基づき、全壊から一部損壊までの6つの区分により被害の程度を証明する証明書を交付します。

【担当:市民税課(221-1558)】

### <被害認定調査>

申請のあった方から順次、税務部職員が現地に伺います。

市が被害を把握している地域については申請を待たずに調査に伺う場合があります。被害が確認できた場合には、その場で申請書をお渡します。

市職員が訪問した際、被害の状況等がわかる写真があれば提示ください。

10

## ◎罹災証明書の発行について

<郵送する場合の申請書の提出先>

①葵区・駿河区に被害を受けた住家がある方

〒420-8602 葵区追手町5番1号 市民税課

②清水区に被害を受けた住家がある方

〒424-8701 清水区旭町6番8号 清水市税事務所 市民税係

<持参する場合の申請窓口>開庁日の8時30分～17時15分

①静岡庁舎新館2階 固定資産税課26番窓口

②駿河区役所3階 33会議室(9月30日まで) 2階 駿河税務センター(10月3日から)

③清水庁舎3階 第1会議室(9月30日まで) 2階 22会議室(10月3日から)

<罹災証明書に関する問い合わせ先>

①葵区 市民税課普通徴収第1係(221-1041)

②駿河区 市民税課普通徴収第2係(221-1542)

③清水区 清水市税事務所市民税係(354-2072)

11

## ◎災害ごみの片づけについて

<収集について>

(1)燃えるごみ

週2回の可燃ごみの集積所へ排出してください。

(2)不燃・粗大ごみ、土砂など

各自治会からの情報を基に、地域ごとに順次回収を行いますので、地域の公園などに排出してください。

排出する際は、不燃物と可燃粗大ごみ(タンスなど)、土砂等は必ず分別して排出してください。 【担当:収集業務課(221-1365)】

<清掃工場への持ち込みについて>

市が回収したごみの処理を優先させるため、当面の間、清掃工場への直接の持ち込みはご遠慮ください。

12